第５回　牧之原市水道事業審議会

次第

日時：令和８年 10 月 13 日(火)　午後１時 30 分
場所：牧之原市役所　榛原庁舎　４階会議室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　議　　事

（１）　第４回審議会会議録の確認

（２）　審議会会長より提案（新料金体系（案）について）

（３）　答申書（案）について

４　そ の 他

５　閉　　会

3　料金体系（案）について

料金案①：基本料金割合：44%

牧之原市 MAKINOHARA

【料金案①】

基本料金割合を目標の44%とした料金案

【料金案①：料金体系】

（1ヶ月分・税抜き）

口径	基本料金	従量料金					
		0~10m³	11~25m³	26~50m³	51~100m³	101~500m³	501m³以上
13mm	2,110円 (1,600円)	無料 (無料)	195円 (175円)	205円 (180円)	215円 (185円)	220円 (190円)	225円 (195円)
20mm							
25mm	3,380円 (2,560円)						
30mm	5,460円 (4,130円)						
40mm	8,350円 (6,320円)						
50mm	12,870円 (9,750円)						
75mm	24,890円 (18,850円)						
100mm	42,440円 (32,150円)						

※（　）内は現行料金

【料金案①：平均改定率】

	現行料金体系	料金体系（案）		平均改定率
			割合	
基本料金収入	326,202千円	430,227千円	44%	20.9%
従量料金収入	483,452千円	548,423千円	56%	
計	809,654千円	978,650千円	–	

【料金案①：料金比較表】

（2ヶ月分・税抜き・単位：円）

13	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現　行	3,200	3,200	6,700	10,250	13,850	17,450	35,950	73,950	111,950
新料金案	4,220	4,220	8,120	12,120	16,220	20,320	41,820	85,820	129,820
増減	1,020	1,020	1,420	1,870	2,370	2,870	5,870	11,870	17,870
UP率(%)	31.9	31.9	21.2	18.2	17.1	16.4	16.3	16.1	16.0

20	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現　行	3,200	3,200	6,700	10,250	13,850	17,450	35,950	73,950	111,950
新料金案	4,220	4,220	8,120	12,120	16,220	20,320	41,820	85,820	129,820
増減	1,020	1,020	1,420	1,870	2,370	2,870	5,870	11,870	17,870
UP率(%)	31.9	31.9	21.2	18.2	17.1	16.4	16.3	16.1	16.0

25	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現　行	5,120	5,120	8,620	12,170	15,770	19,370	37,870	75,870	113,870
新料金案	6,760	6,760	10,660	14,660	18,760	22,860	44,360	88,360	132,360
増減	1,640	1,640	2,040	2,490	2,990	3,490	6,490	12,490	18,490
UP率(%)	32.0	32.0	23.7	20.5	19.0	18.0	17.1	16.5	16.2

30	基本料金	50	100	200	500	1,000	1,500	2,000	3,000
現　行	8,260	13,510	22,510	41,010	98,010	193,010	290,510	388,010	583,010
新料金案	10,920	16,770	27,020	48,520	114,520	224,520	337,020	449,520	674,520
増減	2,660	3,260	4,510	7,510	16,510	31,510	46,510	61,510	91,510
UP率(%)	32.2	24.1	20.0	18.3	16.8	16.3	16.0	15.9	15.7

40	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現　行	12,640	26,890	102,390	197,390	294,890	392,390	977,390	1,562,390	1,952,390
新料金案	16,700	32,800	120,300	230,300	342,800	455,300	1,130,300	1,805,300	2,255,300
増減	4,060	5,910	17,910	32,910	47,910	62,910	152,910	242,910	302,910
UP率(%)	32.1	22.0	17.5	16.7	16.2	16.0	15.6	15.5	15.5

50	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現　行	19,500	33,750	109,250	204,250	301,750	399,250	984,250	1,569,250	1,959,250
新料金案	25,740	41,840	129,340	239,340	351,840	464,340	1,139,340	1,814,340	2,264,340
増減	6,240	8,090	20,090	35,090	50,090	65,090	155,090	245,090	305,090
UP率(%)	32.0	24.0	18.4	17.2	16.6	16.3	15.8	15.6	15.6

75	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現　行	37,700	51,950	127,450	222,450	319,950	417,450	1,002,450	1,587,450	1,977,450
新料金案	49,780	65,880	153,380	263,380	375,880	488,380	1,163,380	1,838,380	2,288,380
増減	12,080	13,930	25,930	40,930	55,930	70,930	160,930	250,930	310,930
UP率(%)	32.0	26.8	20.3	18.4	17.5	17.0	16.1	15.8	15.7

100	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現　行	64,300	78,550	154,050	249,050	346,550	444,050	1,029,050	1,614,050	2,004,050
新料金案	84,880	100,980	188,480	298,480	410,980	523,480	1,198,480	1,873,480	2,323,480
増減	20,580	22,430	34,430	49,430	64,430	79,430	169,430	259,430	319,430
UP率(%)	32.0	28.6	22.3	19.8	18.6	17.9	16.5	16.1	15.9

※赤枠：各口径の使用者数が多い水量区分

3　料金体系（案）について

料金案①’：基本料金割合：44%
従量料金区分：３区分

牧之原市 MAKINOHARA

【料金案①‘】

料金案①と同じ基本料金割合で、従量料金区分を５区分から３区分とした料金案

【料金案①‘：料金体系】（1ヶ月分・税抜き）

口径	基本料金	従量料金			
		0~10m³	11~25m³	26~50m³	51m³以上
13mm	2,110円 (1,600円)	無料 (無料)	200円 (175円)	205円 (180円)	215円 (185円~ 195円)
20mm					
25mm	3,380円 (2,560円)				
30mm	5,460円 (4,130円)				
40mm	8,350円 (6,320円)				
50mm	12,870円 (9,750円)				
75mm	24,890円 (18,850円)				
100mm	42,440円 (32,150円)				

※（ ）内は現行料金

【料金案①‘：平均改定率】

	現行料金体系	料金体系（案）		平均改定率
			割合	
基本料金収入	326,202千円	430,227千円	44%	20.9%
従量料金収入	483,452千円	548,677千円	56%	
計	809,654千円	978,904千円	–	

【料金案①‘：料金比較表】（２ヶ月分・税抜き・単位：円）

13	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現 行	3,200	3,200	6,700	10,250	13,850	17,450	35,950	73,950	111,950
新料金案	4,220	4,220	8,220	12,270	16,370	20,470	41,970	84,970	127,970
増減	1,020	1,020	1,520	2,020	2,520	3,020	6,020	11,020	16,020
UP率(%)	31.9	31.9	22.7	19.7	18.2	17.3	16.7	14.9	14.3

20	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現 行	3,200	3,200	6,700	10,250	13,850	17,450	35,950	73,950	111,950
新料金案	4,220	4,220	8,220	12,270	16,370	20,470	41,970	84,970	127,970
増減	1,020	1,020	1,520	2,020	2,520	3,020	6,020	11,020	16,020
UP率(%)	31.9	31.9	22.7	19.7	18.2	17.3	16.7	14.9	14.3

25	基本料金	20	40	60	80	100	200	400	600
現 行	5,120	5,120	8,620	12,170	15,770	19,370	37,870	75,870	113,870
新料金案	6,760	6,760	10,760	14,810	18,910	23,010	44,510	87,510	130,510
増減	1,640	1,640	2,140	2,640	3,140	3,640	6,640	11,640	16,640
UP率(%)	32.0	32.0	24.8	21.7	19.9	18.8	17.5	15.3	14.6

30	基本料金	50	100	200	500	1,000	1,500	2,000	3,000
現 行	8,260	13,510	22,510	41,010	98,010	193,010	290,510	388,010	583,010
新料金案	10,920	16,920	27,170	48,670	113,170	220,670	328,170	435,670	650,670
増減	2,660	3,410	4,660	7,660	15,160	27,660	37,660	47,660	67,660
UP率(%)	32.2	25.2	20.7	18.7	15.5	14.3	13.0	12.3	11.6

40	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現 行	12,640	26,890	102,390	197,390	294,890	392,390	977,390	1,562,390	1,952,390
新料金案	16,700	32,950	118,950	226,450	333,950	441,450	1,086,450	1,731,450	2,161,450
増減	4,060	6,060	16,560	29,060	39,060	49,060	109,060	169,060	209,060
UP率(%)	32.1	22.5	16.2	14.7	13.2	12.5	11.2	10.8	10.7

50	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現 行	19,500	33,750	109,250	204,250	301,750	399,250	984,250	1,569,250	1,959,250
新料金案	25,740	41,990	127,990	235,490	342,990	450,490	1,095,490	1,740,490	2,170,490
増減	6,240	8,240	18,740	31,240	41,240	51,240	111,240	171,240	211,240
UP率(%)	32.0	24.4	17.2	15.3	13.7	12.8	11.3	10.9	10.8

75	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現 行	37,700	51,950	127,450	222,450	319,950	417,450	1,002,450	1,587,450	1,977,450
新料金案	49,780	66,030	152,030	259,530	367,030	474,530	1,119,530	1,764,530	2,194,530
増減	12,080	14,080	24,580	37,080	47,080	57,080	117,080	177,080	217,080
UP率(%)	32.0	27.1	19.3	16.7	14.7	13.7	11.7	11.2	11.0

100	基本料金	100	500	1,000	1,500	2,000	5,000	8,000	10,000
現 行	64,300	78,550	154,050	249,050	346,550	444,050	1,029,050	1,614,050	2,004,050
新料金案	84,880	101,130	187,130	294,630	402,130	509,630	1,154,630	1,799,630	2,229,630
増減	20,580	22,580	33,080	45,580	55,580	65,580	125,580	185,580	225,580
UP率(%)	32.0	28.7	21.5	18.3	16.0	14.8	12.2	11.5	11.3

※赤枠：各口径の使用者数が多い水量区分

答　申　書（案１）

令和　年　月　日

牧之原市水道事業審議会

令和　　年　　月　　日

牧之原市長　杉本　基久雄　様

牧之原市水道事業審議会
会　長　佐藤　克昭

牧之原市水道事業の経営基盤の強化及び水道料金の改定等について（答申）

令和８年３月 25 日付け牧水第 130 号による諮問については、慎重なる審議の結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

記

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水の永続的な供給が強く望まれる。

しかしながら、牧之原市の水道事業は、給水人口の減少や企業の水需要の落ち込み等により給水収益の減少が続き、経営環境は年々厳しさを増している状況にある。

一方、市内の水道施設は、昭和 40 年から昭和 50 年代にかけての高度成長期に建設した施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっているが、脆弱な財政状況のため更新や耐震化事業が進んでいない状況にある。

以上の事から、当審議会としては、牧之原市水道事業の経営基盤の強化を図るための考え方及び水道料金の改定について次のとおり提言する。

１　経営基盤の強化について

（１）　水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等の企業努力をするとともに、業務の合理化と効率化を積極的に推進すること。

（２）　重要管路の耐震化率及び有収率の向上に努めるとともに、施設の更新や地震等の災害対策にかかる建設投資については、費用対効果を十分考慮し、投資の妥当性を慎重に検討すること。

（３）　建設改良費や企業債償還の財源となる損益勘定留保資金等の補てん財源の確保に努めること。

（４）　水道事業に関する広報活動を積極的に行い、料金改定の必要性や変更点等を丁寧に説明するなど、市民への水道事業の理解が深まるように努めること。

２　料金改定について

（１）　料金算定期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とする。

（２）　水道料金を、別紙「水道料金表」のとおりとし、平均で年 20.9％の引き上げとする。

（３）　改定後の料金は、令和９年５月検針分から適用する。

３　その他の附帯意見

（１）　水道事業の経営動向に関する推移を継続して検証し、概ね５年ごとに料金の見直し等について検討する機会を設けること。

（２）　次回の料金の見直しにあたり、費用負担公平の観点から、従量料金の責任水量を設けない二部料金制について検討すること。

（３）　水道事業経営の更なる基盤強化に向けて、他の水道事業体等との将来的な広域化への取組みを検討すること。

別　　紙

水　道　料　金　表

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	2,110円	10立方メートルまで	基本料金に含む
20ミリメートル	2,110円	11～25立方メートル	195円
25ミリメートル	3,380円	26～50立方メートル	205円
30ミリメートル	5,460円	51～100立方メートル	215円
40ミリメートル	8,350円	101～500立方メートル	220円
50ミリメートル	12,870円	501立方メートル以上	225円
75ミリメートル	24,890円		
100ミリメートル	42,440円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10%）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）

参考資料

現　行　水　道　料　金　表

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	1,600円	10立方メートルまで	無料
20ミリメートル	1,600円	11～25立方メートル	175円
25ミリメートル	2,560円	26～50立方メートル	180円
30ミリメートル	4,130円	51～100立方メートル	185円
40ミリメートル	6,320円	101～500立方メートル	190円
50ミリメートル	9,750円	501立方メートル以上	195円
75ミリメートル	18,850円		
100ミリメートル	32,150円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10％）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）

答　申　書（案２）

令和　年　月　日

牧之原市水道事業審議会

令和　　年　　月　　日

牧之原市長　杉本　基久雄　様

牧之原市水道事業審議会
会　長　佐藤　克昭

牧之原市水道事業の経営基盤の強化及び水道料金の改定等について（答申）

令和８年３月 25 日付け牧水第 130 号による諮問については、慎重なる審議の結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

記

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水の永続的な供給が強く望まれる。

しかしながら、牧之原市の水道事業は、給水人口の減少や企業の水需要の落ち込み等により給水収益の減少が続き、経営環境は年々厳しさを増している状況にある。

一方、市内の水道施設は、昭和 40 年から昭和 50 年代にかけての高度成長期に建設した施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっているが、脆弱な財政状況のため更新や耐震化事業が進んでいない状況にある。

以上の事から、当審議会としては、牧之原市水道事業の経営基盤の強化を図るための考え方及び水道料金の改定について次のとおり提言する。

１　経営基盤の強化について

（１）　水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等の企業努力をするとともに、業務の合理化と効率化を積極的に推進すること。

（２）　重要管路の耐震化率及び有収率の向上に努めるとともに、施設の更新や地震等の災害対策にかかる建設投資については、費用対効果を十分考慮し、投資の妥当性を慎重に検討すること。

（３）　建設改良費や企業債償還の財源となる損益勘定留保資金等の補てん財源の確保に努めること。

（４）　水道事業に関する広報活動を積極的に行い、料金改定の必要性や変更点等を丁寧に説明するなど、市民への水道事業の理解が深まるように努めること。

２　料金改定について

（１）　料金算定期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とする。

（２）　水道料金を、別紙「水道料金表」のとおりとし、平均で年 20.9％の引き上げとする。

（３）　改定後の料金は、令和９年５月検針分から適用する。

３　その他の附帯意見

（１）　水道事業の経営動向に関する推移を継続して検証し、概ね５年ごとに料金の見直し等について検討する機会を設けること。

（２）　次回の料金の見直しにあたり、費用負担公平の観点から、従量料金の責任水量を設けない二部料金制について検討すること。

（３）　水道事業経営の更なる基盤強化に向けて、他の水道事業体等との将来的な広域化への取組みを検討すること。

別　　紙

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	2,110円	10立方メートルまで	基本料金に含む
20ミリメートル	2,110円	11～25立方メートル	200円
25ミリメートル	3,380円	26～50立方メートル	205円
30ミリメートル	5,460円	510立方メートル以上	215円
40ミリメートル	8,350円		
50ミリメートル	12,870円		
75ミリメートル	24,890円		
100ミリメートル	42,440円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10%）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）

参考資料

現　行　水　道　料　金　表

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	1,600円	10立方メートルまで	無料
20ミリメートル	1,600円	11～25立方メートル	175円
25ミリメートル	2,560円	26～50立方メートル	180円
30ミリメートル	4,130円	51～100立方メートル	185円
40ミリメートル	6,320円	101～500立方メートル	190円
50ミリメートル	9,750円	501立方メートル以上	195円
75ミリメートル	18,850円		
100ミリメートル	32,150円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10%）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）

審議経過

区分	時　期	内　　容
第１回	令和８年３月 25 日(水) 午後３時 榛原庁舎４階会議室	委嘱状交付 諮問（経営基盤の強化に向けた水道料金の改定について） 牧之原市水道事業の現状と課題について
第２回	令和８年５月 28 日(木) 午後２時 榛原庁舎４階会議室	第１回審議会会議録の確認 経営戦略と料金改定について
第３回	令和８年７月 28 日(火) 午後２時 就業改善ｾﾝﾀｰ３階会議室	第２回審議会会議録の確認 経営の健全化と料金改定について
第４回	令和８年９月 15 日(火) 午後２時 就業改善ｾﾝﾀｰ３階会議室	第３回審議会会議録の確認 新料金改定（案）について
第５回	令和８年 10 月 13 日(火) 午後１時 30 分 榛原庁舎４階会議室	第４回審議会会議録の確認 新料金体系（案）について 答申書（案）について

今後の予定（案）

時　期	内　　容
令和８年 10 月 13 日(火)	市長へ答申
10 月 19 日(月)	市議会　全員協議会（答申報告）
10 月 26 日(月)	法令審査委員会（水道事業給水条例改正案）
11 月 20 日(金)	市議会　常任委員会合同協議会（上記条例改正案）
11 月　中旬	広報まきのはら 11 月号（答申周知）
11 月 26 日(火)	市議会　本会議（提案説明）
12 月 22 日(火)	市議会　本会議（審議・採決日）
	以後は、12 月 22 日に議決された場合
令和９年１月　９日(火)	自治行政連絡会
１月　下旬	検針時チラシ投函（事前お知らせ）
２月　中旬	広報まきのはら２月号（料金改定周知）
４月～	新料金開始
５月　下旬	検針時チラシ投函（新料金通知前お知らせ）
６月　中旬	新料金通知書発布